

区 分	特別規制地域	広告景観保全地区	
	(第1種・第2種)	伊豆西南海岸広告景観保全地区	
<b>野立て案内図板</b>			
1	案内図板の定義	・事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。	同左
2	距離等 (設置場所から事業所等までの道のり)	10km以内	同左
3	設置場所	—	海への視線を遮る場所に設置してはならない。
4	相互間距離	左右方向に50cm以上、かつ前後方向に5m以上	同左
5	高さ	5m以下	同左
6	面積	・3㎡以内(同一の寸法及び形状の場合、裏面表示可) ・5以上の者が協同で表示する場合は1者2㎡以内、合計10㎡以内	・1㎡以内(同一の寸法及び形状の場合、裏面表示可) ・5以上の者が協同で表示する場合は、1者1㎡以内かつ合計10㎡以内
7	板面の長さ	—	・「縦く横」であること。
8	地図矢印の表示	・事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示	同左
9	案内表示の面積	・板面の表示面積の3分の1以上 ・このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。	同左
10	写真、絵(イラスト、商標等)の使用	・表示面積全体の3分の1以下 ・写真やイラストを重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。	・表示してはならない。 (ただし、商標登録されている商標は可)
11	表示内容	—	・サービス内容、商品名等を表示してはならない。 (病院又は診療所については、診療科目を表示可能。)
12	地の色彩	・彩度8以下、かつ明度3以上	・基調色は、自然材料を使用した場合は素材の色、その他の材料を使用した場合は、色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下
13	板面で使用できる色数	—	・使用する色彩は、基調色以外に2色以内 ・地図の表面に限りその他の色彩も使用可
14	脚の色彩	—	・ダークブラウン(10YR2/1)
15	その他 (電飾設備の使用等)	・動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く。)は使用できない。	同左
		—	・光源を用いるものにあつては、光源が白色系のものであること。
		—	・色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
16	(参考) 電柱広告等	(No.1,2,8,10,11,13,15の項番は、電柱広告等にも適用される。この他、高さ・面積等の個別基準あり)	・同左 ・高さ5m以下 ・歩道と車道の区別のない道路上では突出の電柱広告は表示不可。)
17	建築物等の利用	不可 (建物の屋上や壁面、塀には、案内図板を設置できない。)	同左